

平成30年4月1日現在

○吹田市企業立地促進条例

平成25年3月29日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、企業立地の促進に関する基本方針を定め、市の責務等を明らかにするとともに、立地企業に対し、奨励金の交付その他必要な措置を講ずることにより、企業立地の促進を図り、もって産業の振興及び市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業立地 事業者が、その事業の用に供する工場又は事業場の新設又は増設を行うことをいう。
- (2) 立地企業 企業立地をし、又はしようとする者をいう。
- (3) 産業集積地域 産業の集積が見込まれる地域として規則で定める地域をいう。

(基本方針)

第3条 企業立地の促進に関する施策は、吹田市産業振興条例（平成21年吹田市条例第6号）第3条の基本理念の下に、同条例第4条の方針に適合するように行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、企業立地の促進に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 立地企業の人材の育成及び確保等の環境整備、立地企業に対する優遇措置その他の施策を一元的に行うよう努めること。
- (2) 企業立地に関する相談及び情報提供を総合的に実施する体制を整備するよう努めること。
- (3) 施策の推進に当たっては、国、大阪府その他の地方公共団体及び大学その他の教育機関との連携及び協力に努めること。

(奨励金の交付)

第5条 市長は、規則で定めるところにより、立地企業（産業集積地域に企業立地をし、又はしようとする者に限る。次条において同じ。）に対し、奨励金を交付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、吹田市成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に資する事業計画の認定並びに市税の特例に関する条例（平成25年吹田市条例第6号）の規定による市税の課税の特例の適用を受ける者に対しては、奨励金を交付することができない。

(奨励金の交付を受ける者の責務)

第6条 奨励金の交付を受け、又は受けようとする立地企業は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 市が行う産業の振興のための施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に協力するよう努めること。
- (2) 地域からの雇用の促進及び継続に努めること。
- (3) 中小企業者をはじめとする地域の事業者と協力関係を築き、地域経済の循環及び活性化に努めること。
- (4) 施設の整備に当たっては、周辺の環境との調和を図るよう努めること。
- (5) 地域社会に貢献する活動（以下「地域貢献活動」という。）の実施に努めるとともに、市及び経済団体等が実施する地域貢献活動に参加し、又は協力するよう努めること。

(必要な措置)

第7条 第5条第1項の規定による奨励金の交付のほか、市長は、企業立地の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第10号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。